

○千葉市行政不服審査会への諮問を要しないこととする審査請求の
指定について

令和5年7月13日決定

次に掲げる審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律
第68号）第43条第1項第5号に基づき、千葉市行政不服審査会
（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

- 1 同一の者からなされた同一趣旨の審査請求であって、審査会に
おいて、過去に先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答
申と同様の結論となると見込まれるものとして、審査会会長が認
めたもの